

## 令和元年度 山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 令和元年12月25日(水) 13時15分から14時30分
- 2 場 所 県庁 講堂
- 3 出席委員 川崎委員、高澤委員、土屋委員、山崎委員、山畑委員、和田委員、  
角湯委員、一瀬委員(代)、土田委員(代)、榎津委員、吉村委員、  
鈴木委員
- 欠席委員 後藤委員、武田委員、原田委員、熊坂委員
- 4 議事録署名委員 土屋委員、山崎委員
- 5 議 事
- 諮問事項 なし
- 報告事項
- (1) 「屋外広告物審議会」の廃止及び「景観形成審議会」の設置について 【資料-1】
- (2) 屋外広告物規制の評価検討について 【資料-2】
- (3) 令和元年度の屋外広告物行政の状況について 【資料-3】

### 議 事

(事務局)

今回は、10月1日付で、学識経験者からなる第1号委員及び広告業者からなる第5号委員を改選して、初めての審議会となってございまして、会長が不在になってございます。山形県屋外広告物審議会規則第3条第1項の規定により、会長は第1号委員、学識経験者のうちから、委員の選挙により選出するとされておりますが、立候補もしくは、ご推薦いただける方はいらっしゃいませんでしょうか。

(川崎委員)

引き続き、和田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

ただいま、和田委員への推薦の声ありがとうございました。皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、和田委員が会長に決定いたしました。

それでは和田会長、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事につきましては、山形県屋外広告物審議会規則第4条第1項の規定によりまして、当審議会では、会長が議長になるとされておりますので、和田会長に議長をお願い申し上げます。和田会長、それではよろしく願いいたします。

(和田議長)

ただいま、会長に選出されました和田です。

皆様のご協力をいただきながら、職務を果たして参りたいと思いますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

最初に、本日の議事録署名委員2名を私からご指名申し上げます。

土屋委員。それから、山崎委員。

以上の両委員をお願いいたします。

次第に従い、議事を進めさせていただきます。

本日は諮問事項がなしとのことで、報告事項が3点とのことでございます。

事務局よりご説明いただいた上で、委員の皆様におかれましては、今後の施策の推進に資するような忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、報告事項の1つ目、『「屋外広告物審議会の廃止」及び「景観形成審議会の設置」について』を事務局より説明願います。

(事務局)

～資料－1を説明～

(和田議長)

ありがとうございました。

景観行政と屋外広告物行政、街の活性化や広告の安全性という、そういったものを連携して検討する必要があるということから、両審議会を統合して、2月から山形県景観形成審議会が設置されるということです。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(土田委員(武田代理))

市長会事務局長の武田でございます。

代理でございますが発言をお許しいただきたいと思います。

景観形成審議会が設置されて、これまでの二つの審議会、これはそれぞれの所掌事務を継承するというにつきましては、市長会長である土田東根市長に報告しているところであります。

その上で、資料－1について、2点確認させていただきます。

1点目、右の上の方に山形県の地図が載っているのですが、それぞれの条例の規制区域である市町村であります。

屋外広告物条例、これにつきましては、山形市が今年度から中核市になったことに伴い、権限が移譲されたということは承知しておりますけれども、景観条例の方がですね、県の規制から除かれている9市町はどういう理由なのか、改めて教えていただきたいと思えます。

2点目、このように規制区域が異なるとですね、次の審議会での審議するパターンがですね、山形市のように県の規制区域のどちらからも外れるものと、9市町のように景観条例から外れるもの、そして他の市町村のようにどちらも対象となるもの、3パターンになるということでもありますけれども、今度一つの審議会で審議することについて、特段の不都合がないのか、これについて確認をさせていただきたいと思えます。

以上、よろしく申し上げます。

(和田議長)

はい。ありがとうございます。

ただいま、2点質問がございましたが、事務局の方、よろしく申し上げます。

(事務局)

まず、1点目の資料-1の右上の地図の景観条例の方の地図で白抜き部分についてどういうものなのかということでしたが、こちらにつきましては、それぞれの市町村が景観計画を定めている景観行政団体になっているということです。山形市の場合は山形市が独自で条例を作っているところですが、市町村がそれぞれで景観行政を行っております。2つ目のご質問は、形態の方が今後2つを1つにするということで、3パターンになるのではないかとのご質問がありましたけれども、先ほど、ご説明したとおり所掌事務につきましては、現在の屋外審の所掌事務、さらには景観審の所掌事務とを継承するというという形でございますので、現在もこういう形で、それぞれで審議しているところでございます。2つを統合した景観形成審議会におきましても、この3パターンにおいて、ご審議いただくという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

(和田議長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(土田委員(武田代理))

了解しました。ありがとうございます。

(和田議長)

他に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

無いようでしたら、次に移りたいと思えます。

続いて報告事項の2つ目、『屋外広告物規制の評価検討について』を事務局より説明願います。

(事務局)

～資料－ 2 を説明～

(和田議長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、P D C Aサイクルに基づいて、屋外広告物規制の評価検討についてのご説明がございましたが、これについて何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、高澤委員。

(高澤委員)

20年間に渡るそのような地道な取り組みが美しい景観を作っているんだなとよくわかりました。ありがとうございます。

ちょっと質問なんですけども、山形県に入ったときに「ようこそ山形県へ」という看板が建っていると思うのですが設置しているのは県でしょうか。

(事務局)

県土利用政策課課長補佐の高橋でございます。

県境付近の「ようこそ山形県」という看板はどちらで設置しているかというようなご質問だったかと思えますけれども、こちらの方で把握しているものにつきましては、基本的に県の観光部局で設置されているものが多いかと思えます。

その他、道路管理者の方で、道路案内標識として設置される場合もあるのかなと思えますけれども、ただし、道路管理者が設置する案内標識に関しましては、県の屋外広告物条例の適用除外とされておりますので、屋外広告物条例でいろいろと指導するとすれば、基本的には県の観光部局で設置している広告がメインになるかと思えます。

(高澤委員)

ありがとうございます。どのみち設置されるのであれば、統一した美しいものと思い、質問させていただきました。ありがとうございました。

(和田議長)

他に何か、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい。山崎委員。

(山崎委員)

1点質問させていただきます。

資料2の2番の改正条例による規制の特徴の中の「広告景観モデル地区制度の導入」と書いてあるのですが、こういったところはこの規制区分に則らずに規制されていると思うのですが、こちらの地区はどのように設定されているのでしょうか。

(事務局)

「広告景観モデル地区について」というご質問でございます。

今のところ県内で指定されておりますのが、3ヶ所ございまして、1ヶ所目が、高畠町の「まほろば通り広告景観モデル地区」というようなものがございます。

そちらの方につきましては、基本的に商店街なものですから、もともとは緩めの規制になっていたところですが、こちらにつきましては景観に配慮した町並みを作りたいということから、大きさ、それから色に関しまして、県の条例を超えた規制を設けております。その他の2ヶ所につきましては、鶴岡市美咲町の鶴岡インターを降りてすぐのところになります。

それからもう1ヶ所が、長井市の黒獅子の郷でございます。今、都市計画の街路事業が入っておりますので、街路事業の方で、街並み景観を配慮した対応を行っているところです。3ヶ所とも基本的には県の条例より厳しめのルールをその地域の中で作っております。

(山崎委員)

ありがとうございます。

3つしかなくていないということだったんですけども、そういったところは他の市町村にも多くあったりとか、これから、そういうふうに関制していった方が市町村の活性化に繋がるような場所があると思いますので、こういった地区が増えていくといいなと感じております。

もう1つ、意見になるのですが、2点あります。

まず1点目ですが、私は最上町から来ているのですが、廃業した大きな旅館の看板が町内はかなり設置されているままになっておりまして、それがどんどん劣化していったりとか、色褪せていって、実際にもう存在しない旅館の広告物だったりするので、そういったものが、県内に多く存在するんじゃないかなと感じておりまして、そういったものは結構、その劣化に伴って景観を阻害するようなものになってしまっているように感じますので、そういったところも、規制というか、対応検討していただきたいなと考えております。

もう1点が、各広告物のデザイン性、ここは感覚の問題になるので難しいと思うのですが、先ほども、ご意見があったかと思いますが、デザイン性の高いものでないと、規制をしたとしても、なかなか目にやさしくないといえますか、町並みの印象にも影響してしまうようなものがあると思いますので、ある程度の大きさのものに関して、何かこう、設置する前にデザインの確認といえますか、審議するような機会がもし設けられるとしたら、より山形県の景観が良くなるんじゃないかなと思いました。

(和田議長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、二つ意見ができました。この辺どうでしょうか。

(事務局)

廃業されている方の看板が放置されている事例が実際あるかと思っております。

他県でも問題になっております。

基本的な考え方としましては、まずは持ち主の人から対応していただくということ。

基本的に県の出先の総合支庁の方で担当の職員が定期的にパトロールを行っておりまして、傷んだ看板ですとか、持ち主がわからなくなっているようなものにつきましては、やはり注目しているところをございまして、状況によっては、持ち主の方等に依頼をしたり要請したり、そういった対応を行っておりまして、実際それで是正されている事例も相当あると思いますけれども、どうしても残ってしまうものにつきましては、非常に難しい問題だと思います。

条例上は、どうしてもない場合には代執行というようなルールもございまして、過去に1件だけ事例もございましてけれども、そういった対応につきましては、慎重な対応が求められるかと思っておりますので、本当に問題になるようなことがございましたら、そのいったことも含めて検討していく必要があるかと思っております。

2点目のデザインにつきまして、基本的に許可対象の広告につきましては、事前に総合支庁の方に許可の申請をすることになっております。

そちらに来るものにつきましては、条例に合致しているかどうかということですので、デザインのなところについては、こちらの方から申し上げるところではございません。

さて、委員のご質問につきましては、広告景観モデル地区とかですね、そういったところであれば当然ルールとして、デザインの制約などもできますので、なかなか県全体でそういったことをやるということは難しいかと思っておりますけれども、それぞれの地区の中で、ある程度狭い範囲でそういったルールを作って、良好な景観づくりを進めるということは、非常に県としても後押ししたところかと思っておりますので、どちらかと言えば県全体のルールというよりも地域ごとという話だと思っておりますが、そういった話につきましても、規制強化検討という話の中で、そういったことにつきましても話を出していきたいと思っております。

(山崎委員)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(和田議長)

はい。それでは、何か他に質問、ご意見ございますでしょうか。

(山畑委員)

今の山崎委員の廃業した看板の件ですけれども、景観を阻害するというだけでなく、この後の報告にもあると思っておりますけれども、危険なもの、安全性という観点から、今後かなり増えてくる老朽化したものとか、看板面が無くなってしまったらただ工作物になってしまうものは、誰がそれを管理、見ていくのかということも含めて、検討し報告として挙げていただきたいと思います。

(和田議長)

ご意見、ありがとうございました。

他に何かございますか。

それでは、最後の報告事項3つ目、『令和元年度の屋外広告物行政の状況について』を事務局より説明願います。

(事務局)

～資料－3をパワーポイントで説明～

(和田議長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

(山畑委員)

一番難しい自家用広告物の点検ですが、これは自主的にお願いせざるを得ない状況ですけれども、前回もご質問させていただいたと思いますけれども、具体的にどのように周知しているのかというところがいくつかご報告されていますけれども、まだ不十分というかなかなか難しい問題だと感じました。

それから、8ページ目のですね、屋外広告物の安全点検について、補修の事例がありますけれども、これは、錆を落として、錆止めを塗って、上塗り塗装した、ただ、見た目だけを良くしただけで、構造物としての安全性は何ら向上してないんですね。

恐らく内部も状況によっては錆びていて、支柱の肉厚が薄くなっているとすれば何らかの補強した上で、補強しないと構造物としての安全性として補修したとはならないと思いますので、そこは注意する必要があるかなと思います。

(和田議長)

はい。ただいま、ご意見いただきました。

山形という雪国ですから、錆も多く出ると思うんですね、そういった時に、まず構造部をどう補修するのか、どのように周知していくのか、というところをどのようにお考えなのか。

(事務局)

重要なお意見どうもありがとうございます。

今ご指導いただきましたとおり、錆は落としてから上塗りをしないといけないと思います。それで今のやり方としましては、基本的に点検、補修する人につきましては、きちんと屋外広告士などの難しい資格を取っていただいて、その上で講習などを受けていただいて、相当の技術力のある人についてのみ、点検、さらに補修が出来るというふうにしておりますので、そういったところにつきましては基本的に点検者の判断に委ねているという状況でございます。

県の方で、そこまでなかなかチェックするという体制には、現状なっていないところがあまして、この先どうしていこうかというふうなところはあるかとは思っています。

もちろん、見た目でも余りにもひどい場合は、県の段階では指導しておりますけれども、なかなかこういった鋼構造物とかコンクリートとかそういったものについては専門家が点検報告書を確認していくというふうな現況ではなくて、基本的には点検する人の技術力によっているところがあります。

こういったことに関しましては、国の方からマニュアル等も出ておりますので、そういったものを活用しながら業者との意見交換、それから業者への意識の向上というか、そういったところを図っていくというところで、あと広告主の人はあくまでも発注者ということで、広告主の人はなかなか難しいと思いますので、そここのところにつきましては、点検者・補修する方、そちらの方の技術力の向上、それからしっかりとした意識の向上、そういったことにこれまで以上に努めて参りたいと思います。

(和田議長)

ありがとうございました。

山畑委員からありました自家広告物の見えない部分の重要性だとか、或いはそういったところを作らないというところをどう周知していくか、そのやり方ですね、何かこういうことをしたらどうだろうかとか何かありますか。

(事務局)

これまでの取り組みとしましては、今日ご説明させていただいておりますけれども、例えば、資料の4ページ右上になりますけれども、県のホームページなどありますが、それ以外、新聞に「県庁だより」というものが載っておりますので、そういったものとかそれから県の媒体を使つての広告、それから、屋外広告物適正化旬間とか、それから、次のページに跨りますけれども、一般県民の人も参加可能なイベントとかそういったものでの周知、それから昨年度実施しましたけれども、中小企業の団体の方を集めて講習する機会がございまして、やはり商売やられている方がメインになるかと思っておりますので、そういった方々への周知というのが、一番効率がよいのではというふうに考えております。

それから今後です、なかなか県土整備部では商工関係の方とのお付き合いというのは、現状あまり無いところがございますけれども、今後です、昨年度中小企業団体とのお付き合いがございましたので、そういったところを足がかりにしながら、商工関係の団体の方々、そういったところへ重点的に必要性をお知らせしていくようにして参りたいと考えております。

(和田議長)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

他に何か。はい、高澤委員。

(高澤委員)

今の自家広告物についてなのですが、各地の商工関連の方を巻き込んでいくこと非常にいいと思います。

「地域の日」ももう少し活用されたらどうかと思います。



説明させていただきますが、例えば、ここが危ないとか、結構地域の方がご存じで見えています。今、小学校でも防災教育が盛んになってきておりまして、まち探検などをやっている学校も非常に多くあります。そういったときに危ない箇所というところに屋外広告物も含めていただいて、地域であるとか、学校ごとに取りまとめてもらって、それを申告というか、そういう声がありました、というふうに挙げてもらうのも重要なのではないかなと思います。

なかなか県だと小学校との繋がりが難しいかもしれませんが、山形市と連携をこれから図っていかれるということで、地元との連携も含めて、「地域の目」をもっと活用してはどうかかなと思いました。

(和田議長)

貴重なご意見ありがとうございます。

はい、吉村委員。

(吉村委員)

先ほど山形市の中核市の話がありましたが、権限移譲というようなことでありますので、先ほど承認になりました山形県景観形成審議会条例の方での、いわゆる所管事項の中に山形市が入らなくなってしまうのが1点です。

もう1点は、先ほど山形市が独自に条例を制定されているとの話でありましたが、いままでは県の屋外広告物条例はそれぞれの地域によって種別が決まっていた規制されていた。山形市で制定されているものは、これはまるっと同じような種別分け、地域分けになっているのかを確認させてください。

(事務局)

1点目の山形市が中核市になったということで、県の条例から除外されるのかどうかということですが、そのとおりでございまして、すでに4月1日から山形市は山形市独自の別条例で動いておりまして、法令上はもう県と山形市は無関係となっております。それから規制区域につきましては、こちらは基本的には県の条例を定めた規制のルールをそのまま引き継いでおりますので、4月1日を境に規制が変わったり、違法なものが適法になったとか、そういったことはないようにしております。

ただし、事務局から説明ございましたけれども、山形市の方でもやはり山形市の独自性を今後出していくということを言っておりますので、今後地域ごとに、厳しくしたり、緩和したりとか、そういったことは一応できるようなルールは山形市の方で持っております。

(吉村委員)

今のところ、県のものを引き継いでいるので、同じものだと考えで。今後は山形市の方の権限でありますから緩和するのも厳しくするもの山形市の考え方だと。だとすると、その連携は常にとっていただかないとダブルスタンダードになってしまうのも駄目ですし、例えば観光地に行くとしても、例えば山寺に行くにしても、天童市を通過して山形市に入ることもあります。そうしますとそれぞれの規制によって、県のところはすごく看板がある、

山形市に行く途端に看板が無くなる。もしくは逆なものになってしまうと、設置業者もそうですし、観光客もそうですし、全体として景観もそうですし、整合性が無くなってしまうから、そこは山形市と緊密に協議しながら進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ご意見どうもありがとうございます。

そういった点につきましては、随時山形市がやりたいことがあるかと思しますので、お互いに情報交換しながら、委員のご指摘のようにならないような形で連携していきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

(和田議長)

それでは、他に何かございますか。[意見なし]

なければですね、最後に、全体を通して何かご意見、ご質問がございましたら。[意見なし]

それでは、以上を持ちまして本日の議事はすべて終了しました。

委員の皆さんには、活発なご意見をありがとうございました。

(了)

令和元年12月25日

議 長 和田 直人

議事録署名人 土屋 ひとみ

議事録署名人 山崎 香菜子